

デジタル手続法案への経済産業省の対応

1. デジタル手続法案の主な内容

①行政手続における情報通信技術の活用

- 行政手続のオンライン原則

- 添付書類の撤廃

✓ 登記事項証明書等の添付書類について、行政機関間の情報連携等により提出を不要とする規定を整備。

②デジタル化を実現するためのシステム整備等

- 国のシステム整備の促進

- デジタル・デバイド対策

✓ 国民の情報通信技術活用のための能力等の格差の是正。

③民間事業者による情報通信技術の活用の促進

- 民間手続のデジタル化

✓ 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施。

2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正（上記③に対応）

【現行制度の概要】

- 液化石油ガス販売事業者から、一般消費者等に対し

書面で情報提供を行う義務(第14条)

✓ 取引条件で問題が生じやすい点を明記

⇒取引の適正化を促進

- 液化石油ガス販売事業者と、保安業務委託先の保安機関

が、重要事項を記載した書面を相互交付する義務(第28条)

✓ 委託関係の明確化

⇒保安業務の的確な遂行

● 書面に代えて、オンラインによる情報提供も可能に（情報提供の相手方の同意が必要）

⇒事業者の負担軽減、一般消費者等の利便性の向上

[デジタル手続法案]

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）の概要

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続のオンライン原則に関する共通事項を定めるとともに、
②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則及び共通事項（行政手続オンライン化法※）

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

※法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に変更

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンストップ：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のオンライン原則に関する共通事項

✓ 「オンライン可能」から「オンライン原則」への転換

現行	申請等を、書面に加えオンラインでも受け付けることができる	→	改正後	申請等を書面に代えて、原則オンラインで受け付ける
----	------------------------------	---	-----	--------------------------

✓ 具体的な規定内容

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- ・行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- ・**本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- ・**行政機関間の情報連携**等により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するためのシステム整備等

- ・オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**システム整備、データの標準化、API（外部連携機能）の整備等**
- ・情報通信技術の活用のための能力等の格差（デジタル・デバイド）の是正

民間事業者による情報通信技術の活用の促進

- ・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

②行政のデジタル化を推進するための個別施策

（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- ・国外転出者の本人確認情報の公証（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- ・本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
- ・本人確認情報の提供を受けることができる事務の追加（酒類製造免許に関する事務等を追加）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり、国内外問わず実現（オンライン手続・本人確認の実現 添付書類の省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- ・国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現
- ・個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）
- ・利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- ・罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加
- ・社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加
→ 行政手続における関係書類の提出の省略、行政事務の効率化